

☆メルマガ・コラム☆☆『非営利という視点の重要性』

2002年4月

シーズ・市民活動を支える制度をつくる会（松原明）

「NPO（非営利組織）なのに料金をとるなんて」

「NPOでもスタッフに給料を払ってもいいのですか」

「NPOなのだから普通の企業よりも安い給料でないとおかしい」

「NPOとボランティアは両立するのか」

NPO法ができてからもう4年にもなるが、未だにこのような声を聞くことが多い。

それも、NPO法人を運営している役員やNPOとの協働を謳っている自治体職員からこのような意見を聞かされることがしばしばある。

正直、困ったことだと思っている。

これは、ひとえに、ボランティアや市民活動の世界で、営利/非営利、有償/無償、報酬/無報酬といった概念がごちゃまぜに混同されて議論されてきたことに起因する。

とりわけよく見られる混同は、非営利＝無償＝無報酬というものだ。

この混同は次のような理屈で作られている。

つまり、「非営利組織は、全員ボランティアから構成されている。ボランティアは無報酬であり、労働力の対価としてのお金を受け取らないものだ。だから非営利組織は、対価としてのお金を受け取らないはずだ」という理屈である。

これは、一言でいえば大きな誤解に他ならない。

NPO法の重要な貢献の一つは、「非営利」の概念をボランティア活動や市民活動の世界で確立したことだ。

NPO法では、きちんと法的仕組みとしての「非営利組織」を規定することで、「非営利」と「無償」と「無報酬」を区別している。

NPO法人においては、組織の所有者である構成員は、正会員（総会で議決権を持つ会員。法律上は「社員」とされている）とされている。決して、組織で活動するボランティアや役員、有給職員ではない。

この正会員は、会社でいえば「株主」に当たる。

「営利」というのは、会社でいえばこの「株主」に利益を分配することだ。

だから「非営利」というのは、NPO法人が利益をあげても正会員にその利益を分配しないことを意味している。

一方、有償というのは、なんらかの財やサービスを相手に提供した場合に、その対価として金銭などを受け取ることを意味している。

NPO法人が、利用者にサービスや財を提供して金銭を受け取るのは有償行為であるが、それは、正会員が利益の分配を受けることとは関係がない。

つまり、団体が、サービスを有償で提供することと、非営利とはまったく別の次元の話だ。

また一方、「報酬」というのは、人が労働力を提供したときに、その対価として受け取る金銭などを意味している。

ボランティアが、原則的に無報酬というのは、確かに労働力を提供することを無償で行うことを意味しているが、それは組織に対してである。

NPO法人が、利用者には有償でサービスを提供するが、そこで労働力を提供した人が組織から「報酬」をもらわないということはなんら矛盾はない。

NPO法人は、そこで得たサービスの対価を、事務所費や通信費などといった組織の様々なコストの支払いに当てて活動を継続することが普通なのである。

つまり、非営利は無償ではないし、無報酬も無償とは違う。

逆に、スタッフに給料をいくら支払おうとも、それが労働力に対する正当な支払いであれば、それは組織のコストであり、利益の分配（営利）ではない。

NPOであろうと、人を雇用するということは企業と同じだ。

非営利だからといって、労働に正当な賃金を払わなくていいということにはならないのである。